

大阪市公告第34号

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の4第3項の規定により衛生検査所を廃止したものは、次のとおりである。

令和6年5月27日

大阪市長 横山英幸

登録番号	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	衛生検査所の名称及び所在地	検体検査の業務の内容
大第47号	株式会社 コビット メディカルサービス 大阪市北区堂島2丁目1番25-511号	肥後橋検査センター 大阪市西区京町堀1-7-5 アルカディーナ京町堀1階	遺伝子関連・ 染色体検査 （病原体核酸検査） <特記事項> 令和2年3月5日付け医政 発0305第1号厚生労働 省医政局通知に基づく臨時 的な条件付き開設のため、新 型コロナウイルス感染症に 係る病原体核酸検査のみの 取扱いとする。
登録抹消年月日		令和5年3月31日	

（健康局保健所保健医療対策課）